

水戸下市御用留（六）（天保2年～天保4年）

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
1	5上	天保2. 1. 7 - 1. 14	覚（千代松・亀吉讃州様御使者様より下賜品申出書）	→高倉氏	
2	5上	天保2. 1. 17	〔廻状〕（御目付方下モ役役家になる旨）	小室左吉→落合長四郎殿	
3	5下	天保2. 1. 17	〔奉行所達〕（評定所へ出仕の旨）	小室左吉→落合長四郎殿	
4	5下	天保2. 1. -	〔留書〕（評定所にて口達を受けた旨）		3の詳細
5	5下	天保2. 1. 19	〔町奉行達〕（風儀取直しの旨・困窮人への御救金 并拝借元結利等に付・育子金願の儀に付）	（町奉行）→小室左吉→落合長四郎→町年 寄江	
6	7下	天保2. 1. 19	〔廻状〕（御町人共着服襟袖口の儀に付）	小室左吉→-	
7	7下	天保2. 1. 19	〔廻状〕（来る24日台徳院様200回御忌に付）	小室左吉→-	
8	7下	天保2. 1. -	乍恐以書付奉願上候事（御会所講釈出席順帳認方の 儀に付）	佐藤玄交・青物町名主 清衛門→御町御役 所様	
9	8上	天保2. 1. -	口上覚（山城屋佐兵衛、質屋株拝借願に付貸株に仕 度旨）	赤沼町 願人 新衛門→曲尺手町組頭 伊 左衛門・八町目名主 忠次郎→御町御役所 様	
10	8下	天保2. 1. -	乍恐以書付奉願上候（質屋株借請願に付）	本二町目山城屋清兵衛 佐兵衛→本二町 目組頭 重兵衛・青物町名主 清兵衛→御 町御役所様	9に関連
11	8下	天保2. 1. 24	〔奉行所達〕（名主・年寄、評定所へ同道の旨）	小室左吉→落合長四郎殿	
12	8下	天保2. 1. 26	〔奉行所達〕（役家梅香に決定の旨、評定所へ申立 に付）	小室左吉→落合長四郎殿	
13	9下	天保2. 1. 26	覚（養老粉受取の達）	小室左吉→落合長四郎殿	
14	9下	天保2. 1. -	請取申初めの事	中川彦四郎・高倉助衛門・広瀬伝五衛門・ 小室左吉・小宮山治郎衛門・中山庄司左衛 門・渡辺宮内衛門・山田六郎衛門・天野伊 豆→岡田佐次衛門殿・三村善兵衛殿・薄井 十兵衛殿	裏書あり
15	10上	天保2. 1. -	覚（舩銭わり合）	吉田大工町組頭 庄三郎・右町名主 佐兵 衛→御町御年寄衆	
16	10下	天保2. 1. -	舩銭割合覚	裏一町目名主 利兵衛→御町御役所様	
17	11上	天保2. 1. -	舩銭書上覚	裏一町目名主 利兵衛→御町御役所様	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
18	11下	天保2. 1. -	舩銭書上覚	本四町目組頭 久左衛門・本三町目組頭 三郎衛門・青物町名主 清兵衛→御町御役所様	
19	13上	天保2. 1. -	覚(去寅一ヶ年分問屋舩銭の覚)	本五町目名主 市郎衛門→御町御役所様	
20	13上	天保2. 1. -	口上覚(去寅一ヶ年分問屋山田清左衛門御免間口舩銭の覚)	八町目名主 忠次郎→御町御年寄衆	
21	13下	天保2. 1. 29	[評定所達](郡方役所新規二郡の分、下町へ設置の願に付返答)	→御町奉行中へ	
22	14下	天保2. 1. 二	乍恐口上の覚(郡方役所下町最寄りへ設置の願)	藤柄町名主 佐兵衛・裏一町目名主 利兵衛・清水町名主 弥兵衛・青物町名主 清兵衛・本五町目名主 市郎衛門・本七町目名主 太一郎・八町目名主 忠次郎・下新町名主 源衛門→御町御役所様	21に対する願書、「延百三番写シ相済」とあり
23	15上	天保2. 2. 1	天保二年卯二月 延百四番(雛人形の儀・鷹場村々の儀に付廻状)	広瀬伝五衛門→藤柄町より下新町迄名主宛	
24	15下	天保2. 2. 1	[奉行所達](雛・鰯人形の儀に付)	広瀬伝五衛門→加藤又衛門様	23に関連して町年寄に来た達
25	15下	天保2. 2. 4	[町年寄達](商札金勘定に際し弁当持参の旨)	左近司長三郎・落合長四郎・佐藤五衛門→埴茂次衛門様	
26	16上	天保2. 2. 4	[御用状](商札金勘定に付)	埴茂次衛門→左近司長三郎様・落合長四郎様・佐藤五衛門様	25に対する返書
27	16上	天保2. 2. 6	[廻状](指出金利息、商札金勘定の儀に付)	広瀬伝五衛門→藤柄町より下新町迄名主へ	
28	17上	天保2. 2. -	乍恐以書附奉願上候事(雛鰯商売に付願)	藤柄町名主 佐兵衛・裏一町目 利兵衛・清水町名主 弥兵衛・青物町名主 清兵衛・本五町目名主 市郎衛門・本七町目 太一郎・八町目名主 忠次郎・下新町名主 源衛門→御町御役所様	
29	17下	天保2. 2. -	口上覚(裏一・二町目十人組頭後役の儀に付)	裏一町目名主 利兵衛→御町御年寄衆	
30	17下	天保2. 2. -	口上覚(裏一・二町目十人組頭後役の儀に付)	佐藤五衛門・落合長四郎・左近司長三郎・加藤又衛門→御役所様	29をうけて町年寄が藩に出したもの
31	18上	天保2. 2. 8	[評定所達](只今御評定所役所へ出仕の旨)	広瀬伝五衛門→左近司長三郎殿	
32	18上	天保2. 2. -	[評定所達](酒宴ヶ間敷の儀に付)	広瀬氏(伝五衛門)→(名主)	
33	18上	天保2. 2. 9	[評定所達](裏一・二町目・台町四町目十人組頭後役の儀に付)	広瀬伝五衛門→左近司長三郎殿	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
34	18上	天保2. 2. 9	〔評定所達〕(雛・菖蒲刀見世商の儀に付)	広瀬伝五衛門→左近司長三郎殿	
35	18上	天保2. 2. 9	〔評定所達〕(重立町人江戸へ参上に及ばないのはいつ以来か御糺の儀に付)	広瀬伝五衛門→左近司長三郎殿	
36	18下	天保2. 2. -	〔評定所達〕(台町元一町目組頭忠次退役願の儀に付)	広瀬伝五衛門→左近司長三郎殿	
37	18下	天明4. 閏1. 24	天明四辰正月二十四日入穀御免御達	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
	19上	天保2. 2. 10※	〔町名主覚〕(右の外留なし、天明七年の留も不明、本六町目にも留なし)		
38	19上	天保2. 2. 11朝※	口上覚(御買入御穀御払方の儀に付願)	下御町 名主共・月番 本七町目名主 太一郎→御町御役所様	
39	19下	正徳4. 2. 20	〔年寄達〕(源頼房水戸入部に際し町人共麻袴着用の儀に付)	(年寄)→(名主共)	
40	19下	天保2. 2. 11	御定書御達(麻袴着用の前例について)	加藤又衛門→-	享保2年12月・享保3年11月・宝暦7年12月28日の記述
41	20下	天保2. 2. -	覚(年寄惣代が公辺の御祝儀に罷登ことについての前例)	加藤又衛門→-	元禄3年10月・11月・元禄15年10月・安永7年6月の記事が前例として挙げられている
42	21下	天保2. 2. 18	〔願書〕(加藤又衛門、四男へ相統願に付)	又衛門代筆→御三人様	
43	22上	天保2. 2. 18	〔評定所達〕(加藤又衛門、四男へ相統願に付)	広瀬伝五衛門→佐藤五衛門殿	「延百四番写済」とあり
44	22上	天保2. 2. 21	〔評定所達〕(加藤又衛門、四男へ相統願に付)	広瀬伝五衛門→佐藤五衛門殿	
45	22上	天保2. 2. -	乍恐以書附奉願上候事(商売元手金拝借に付)	岩田太郎衛門→御町御役所様	
46	22下	天保2. 2. 26	〔評定所達〕(本二町目直次郎懸り合一件に付)	広瀬伝五衛門→佐藤五衛門殿	
47	22下	天保2. 2. -	乍恐以書附奉願上候事(困米五百俵払いの願)	両穀町 穀屋共/本七町目組頭 勤兵衛・本六町目組頭 善兵衛・本七町目名主 太一郎・本六町目名主 市郎衛門→御町御役所様	
48	23上	天保2. 2. -	乍恐以書附奉願上候事(柳堤へ雨店建設に付願)	青物町 市蔵/本四町目組頭 久左衛門・青物町名主 清兵衛(取次)→御町御奉行所様	
49	23下	-, -, -	〔留書〕(宿にて月番勤めの旨)		

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
50	23下	天保2. 2. -	乍恐以書附奉願上候事(本四町目儀兵衛荷物送渡世窮迫し、金十両拝借願に付)	本四町目 儀兵衛印・九町目 受人嘉兵衛 ／本四町目組頭 久左衛門印・青物町名主 清兵衛印(取次) →御町御役所様	
51	24下	天保2. 2. 29夜	[奉行所達](難・御制服の儀に付)		
52	24下	天保2. 3. -	御請書(子育御救金・貸金并売掛金他に付達)	小林林蔵・小林弥一・軍司太郎次・塙茂次 衛門・佐藤五衛門・落合長四郎・左近司長 三郎・加藤又衛門→御役所様	
53	27上	天保2. 3. 11	[公儀触](唐船持渡の菓種荒物類売買に付。長崎にて唐船へ相渡海産物に付)	高倉助衛門→惣名主当テ	触れが出されたのは2月
54	27下	天保2. 3. 18	[廻状](本清院様御忌に付)	高倉助衛門→惣名主当	
55	28上	天保2. 3. 18	[奉行所達](祭礼の露払いに付)	高倉助衛門→落合長四郎殿	廻状写あり、使、友衛門→ 上下御町年寄江・惣名主・ 鈴木太兵衛
56	28上	天保2. 3. 18	[奉行所達廻状](祭礼の露払い人数減らし願に付)	(町奉行) → (町年寄) → (町名主)	
57	28上	天保2. 3. 18	[奉行所達](本清院様御忌に付鳴物など停止の旨)	高倉助衛門→加藤又衛門様	
58	28上	天保2. 3. 29	[奉行所達](御町廻りの義に付)	高倉助衛門→落合長四郎殿	
59	28上	天保2. 3. -	[町役所達](御買穀払方の義に付書上)		
60	28下	天保2. 3. -	覚(玄米壺升に付諸費用等の書上)	本七町目名主 太一郎印・本六町目同 市 郎衛門印→御町御役所様	役所より下札
61	29上	天保2. 3. -	口上覚(祭礼の露払いに付)	下御町名主共 月番 忠次郎→御町御役所 様	
62	29上	天保2. 3. -	口上覚(祭礼の着服の義に付)	下御町名主共 月番 忠次郎印→御町御役 所様	
63	29下	天保2. 3. 24	[奉行所達](祭礼の節制服着用禁止の義に付)	高倉助衛門→落合長四郎殿	
64	29下	天保2. 3. 26	[廻状](御町人共着服の儀)	高倉助衛門→藤柄町より下新町迄名主当テ ／加藤又衛門様／落合長四郎殿	
65	30上	天保2. 4. 7	[奉行所達](高倉他御町見分に付・御祭礼休宿に付・登美宮様御下向に付達)	小室左吉→左近司長三郎殿	御町見分と御祭礼休宿の件 は4月1日付け
66	30下	天保2. 4. 8	[廻状](登美宮様御着輿に付評定所へ出向の儀)	小室左吉→藤柄町より下新町迄名主江	
67	31上	天保2. 4. 9	口上覚(私共姫昨夜安産に付)	佐藤五衛門→-	
68	31上	天保2. 4. 9	[奉行所達](十七日、十町目にて休宿に付)	小室左吉→左近司長三郎殿	
69	31上	天保2. 4. 11	[奉行所達](御祭礼の節御輿渡御に付・風流物の儀に付他)	小室左吉→-	
70	31下	天保2. 4. 11	[奉行所達](御祭礼御輿昇人数書上 他)	小室左吉→左近司長三郎殿	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
71	32下	天保2. 4. 11	〔奉行所達〕(落合長四郎妻出産に付御祭礼宿を代えてほしい旨 他)	小室左吉→左近司長三郎殿	
72	32下	天保2. 4. 12	〔奉行所達〕(当月九日、宰相様御結納に付)	小室左吉→藤柄町より下新町迄名主へ/加藤又衛門様	
73	33上	天保2. 4. 13	〔留書〕(御祝儀には左近司のみ出向く旨)		
74	33上	天保2. 4. -	指上申歩行夫役請状の事	越後国蒲原郡新発田領沼垂村 庄助・人主 裏六町目新津屋 久蔵・請主 本七町目 高野屋 金兵衛→加藤又衛門様・左近司長三郎様・落合長四郎様・佐藤五衛門様	
75	33下	天保2. 4. 16※	〔留書〕(十六日、御町奉行小宮山次郎衛門様御出の旨)		
76	34上	天保2. 4. 16	覚(馬市益金に付・風流物に付)	佐藤五衛門印→御役所様	
77	34下	天保2. 4. 16	御祭礼露払供奉覚	三浦長号印→御町御役所様	
78	35上	天保2. 4. 20	〔廻状〕(十六日風流物繰出し・高倉助衛門父死去に付達)	小室左吉→藤柄町より下新町迄	
79	35下	天保2. 4. 27	〔留書〕(玄米・白米御払いに付)		卯4月「覚」二通付
80	36下	天保2. 4. 27	口上覚(御払米売場は本六町目為替会所の旨 他)		
81	37上	天保2. 4. 26	〔留書〕(相馬長門守様廿九日国元へ御通行に付)		
82	38上	天保2. 4. 26	〔奉行所達〕(石田与衛門儀大名衆通行の節に限り上下着用許可に付)	小室左吉→佐藤五衛門殿	
83	38上	天保2. 4. 27	〔奉行所達〕(困窮人の麻上下着用に付)	→名主中へ	
84	39上	天保2. 4. 27	〔廻状〕(相馬長門守殿通行に付道橋掃除の旨)	小室左吉→下新町迄名主当テ	
85	39上	天保2. 4. 29	〔廻状〕(庄司友智持分浜田地売買に付・火の元立ち番に付)	小室左吉→藤柄町より下新町迄	
86	39下	天保2. 5. 2	廻状(御夫人様方御諡号にて称す旨)	後藤源三郎→藤柄町より下新町迄惣名主/加藤又衛門様	
87	39下	天保2. 5. 4	〔留書〕(升取の儀に付他御城にて御口達)		
88	39下	天保2. 5. 4	〔留書〕(五月三日神埼町出火に付 他)		
89	40上	天保2. 5. 5夕	覚(米払下に付)		
90	40上	天保2. -. -	〔留書〕(本七町目 宇之助御救米御払に付)		
91	40上	天保2. 5. 29	〔奉行所達〕(貸出収納勘定調査の旨)	後藤源三郎→落合長四郎殿	
92	40下	天保2. 6. 3	〔奉行所達〕(山田清左衛門・升屋彦六月割并別口金掛り申し付けに付)	大胡丹蔵→左近司長三郎殿	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
93	40下	天保2. 6. 4	[町年寄達] (御救御払米価格に付 他)	左近司長三郎→-	
94	41上	天保2. 6. 2	請取申金鑑の事	山本三郎左衛門・小田与三郎→加藤又衛門殿・埴茂次衛門殿	
95	41上	天保2. 6. 4	[奉行所達] (亀次妻子間引きの風聞に付)	大胡丹蔵→左近司長三郎殿	
96	41下	天保2. 6. 5	[奉行所達] (文献志編集御用に付旧記等指し出す旨)	大胡丹蔵→左近司長三郎殿	通達写付
97	41下	天保2. 6. 6	口上覚 (加藤又衛門病身に付倅へ跡式願)	佐藤五衛門・落合長四郎・左近司長三郎→御役所様	
98	42上	天保2. 6. 10	口上覚 (加藤又衛門今暁死去の旨)	佐藤五衛門・落合長四郎・左近司長三郎→-	
99	42上	天保2. 6. 10	[留書] (加藤又衛門葬穴に付、加藤跡役七郎の旨)		
100	42下	天保2. 6. 11	[奉行所達] (大胡宅へ呼出の旨)	大胡丹蔵→左近司長三郎殿	
101	42下	天保2. 6. -	口上覚 (御目附方様荒神社に付御休宿書上)	青物町名主 藤四郎→御町御役所様	
102	42下	天保2. 6. -	口上覚 (加藤七郎、父又衛門の跡役願)	佐藤五衛門・落合長四郎・左近司長三郎→御役所様	
103	43上	天保2. 6. 16夕	[留書] (荒神祭りに付出役様子)		
104	43上	天保2. 6. 21 (以降)	[留書] (廿日夜荒神帰社に付)		
105	43下	天保2. 6. 24	[奉行所達] (御用立金返済に付請取手形御役所へ指し出す旨)	大胡丹蔵→佐藤五衛門殿	
106	43下	天保2. 7. 3	[廻状] (下君田村惣次郎妻こよ父の仇討ちに付)	後藤源三郎→藤柄町より下新町迄	
107	44下	天保2. 7. 4	[廻状] (諸商人・諸職人共風儀改めるべき旨達)	後藤源三郎→藤柄町より下新町迄	
108	45上	天保2. 7. 7	御救御買米に付指替金覚	大胡丹蔵→落合長四郎殿	
109	45上	天保2. 7. 7	[奉行所達] (金津屋市郎平、御宮田楽の図製作に付褒美下賜の旨)	後藤源三郎→落合長四郎殿	
110	45下	天保2. 7. -	乍恐以書付奉願上候事 (肴商売は肴町に限る旨の願)	本肴町問屋 六郎左衛門・本肴町問屋 利兵衛・本肴町問屋 東衛門→-	(奥書) 本肴町組頭 久衛門・清水町名主 弥兵衛→御町御役所様; 「文政十三年寅七月十六日上下御町江御達之写シ」あり
111	47下	天保2. 7. 12	[奉行所達] (古分銅使用禁止の旨達)	高倉助衛門→藤柄町より下新町迄	
112	48上	天保2. 7. 12	[奉行所達] (百性町人共、大造の葬式・身分不相応の戒名禁止の旨達)	高倉助衛門→順町名主当テ	
113	48下	天保2. 7. 19	[奉行所達] (手元金九月五日取立に付)	高倉助衛門→左近司長三郎殿	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
114	48下	—, —, —	〔留書〕(十月廿一日評定所にて対決の旨)	伊賀・主計・御用方無加印 淡路・豊後・御用方無加印 出雲・隼人・大炊・下総・中務	
115	49上	天保2. 7. 19	一札の事(藍玉代金滞出入に付請書)	裏四町目 百足屋利兵衛・清水町 小槌屋吉兵衛・十人組頭 忠介・組頭 新吾・名主 紋兵衛→藍屋弥兵衛殿 代 嘉兵衛殿	
116	49下	天保2. 7. —	覚(藍屋弥兵衛方取引勘定残金書上)	清水町名主 紋兵衛→御町御役所様	115の出入金の内訳
117	49下	天保2. 7. 19	御尊判請書の写	紺屋町次兵衛後家 よし・同町布袋屋 平重・十人組頭 伝兵衛・組頭 理八・名主 利兵衛→藍屋弥兵衛殿 代嘉兵衛殿	(奥書)「卯7月 紺屋町組頭 理八・裏町め名主 利兵衛→御町御役所様」
118	50上	天保2. 7. 22	〔奉行所達〕(本武町目福嶋屋伊平太跡相続に付・御要留虫干に付)	高倉助衛門→左近司長三郎殿	
119	51上	天保2. 7. 23	〔留書〕(御用留綴に付 他)		
120	51下	天保2. 8. 2	〔廻状〕(入穀御停止の旨達)	小室左吉→藤柄町より下新町迄名主当テ	
121	51下	天保2. 8. 3	〔奉行所達〕(御町年寄他所出の節帯刀の儀に付)	小室左吉→佐藤五衛門殿	宝永5年5月4日の御用留あり
122	52上	天保2. —, —	〔達〕(浪人御城下へ立入に付)		「御筋より御達之由」とあり
123	52上	天保2. 8. 10	〔奉行所達〕(本五町目 石田与衛門御評定所へ呼出に付)	小室左吉→佐藤五衛門殿	延紙あり
124	52下	天保2. 8. 10	〔奉行所達〕(会瀬浜等より江戸出の魚荷物継立一件に付・表三町目 万助浪人体に付)	小室左吉→佐藤五衛門殿 (→下御町問屋へ)	
125	53上	天保2. 8. 14	〔奉行所達〕(石田与衛門御呵押込に付・水道掛伺に付御口達・御町人屋敷売渡の儀に付)	小室左吉→佐藤五衛門殿	別紙御達あり
126	53下	天保2. 8. 17	〔奉行所達〕(小石川御館御杉戸田楽の下図指出の旨)	小室左吉→落合長四郎殿	
127	53下	天保2. 8. 17	〔奉行所達〕(御城御役所へ出仕に付)	小室左吉→落合長四郎殿	
128	54下	天保2. 8. 26※	口上覚(本壱町目御会所守・御店賃御免に付伺)	裏壱町目名主 利兵衛→御町御役所様	
129	54下	天保2. 8. 21	〔奉行所達〕(麻上下着用、御城御役所へ出仕の旨)	小室左吉→加藤七郎殿/左近司長三郎殿	
130	54下	天保2. 8. 21	〔奉行所達〕(加藤七郎に御町年寄申付に付・左近司長三郎一代町年寄格申付に付・本四町目 佐藤玄交と本五町目 塗師藤七呼出に付)	小室左吉→落合長四郎殿	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
131	55上	天保2. 8. 23	〔廻状〕(町医佐藤玄交・本五町目 塗師藤七追放に付 他)	小室左吉→藤柄町より下新町迄	
132	55下	天保2. 8. 24	〔奉行所達〕(藤七母申出に付)	小室左吉→落合長四郎殿	
133	55下	天保2. 8. 26~27	〔留書〕(御手元金御会所へ集まり願書取り揃えに付)		
134	56上	天保2. 8. 29	〔奉行所達〕(御手元金九月五日上納に付)	大胡丹藏→落合長四郎殿	
135	56上	天保2. 8. 29	〔若年寄達〕(御国盲人共小山田検校支配に付)	小室左吉→落合長四郎殿	
136	56下	天保2. 9. -	口上(鉄砲御改手形の儀に付)	御町年寄→御役所様	
137	56下	天保2. 9. 13	〔奉行所達〕(若者名目禁止に付)	後藤源三郎→加藤七郎殿	
138	56下	天保2. 9. 14	〔廻状〕(吉田明神祭りに付町役人案内の旨)	後藤源三郎→藤柄町より下新町迄名主当	
139	56下	天保2. 9. 16	〔廻状〕(御代官 田市郎次下御町通行に付)	後藤源三郎→藤柄町より下新町迄名主へ	
140	57上	天保2. 9. -	口上(鉄砲御改手形の儀に付)	御町年寄→御役所様	136と同文
141	57上	天保2. 9. 13	〔奉行所達〕(若者名目禁止に付)	後藤源三郎→加藤七郎殿	137と同文
142	57上	天保2. 9. 16	〔奉行所達〕(御評定所御役所へ呼出)	後藤源三郎→左近司長三郎殿	
143	57上	天保2. 9. -	〔留書〕(呼出に付高倉氏へ罷出の旨、他)		
144	57下	天保2. 9. 19	〔廻状〕(小鳥殺生禁止の旨達)	後藤源三郎→藤柄町より下新町迄名主江	
145	57下	天保2. 9. 19	〔奉行所達〕(彫物師 玉川倉の助旅行の節帯刀御免の旨)	後藤源三郎→左近司長三郎殿	
146	57下	天保2. 9. 21	〔奉行所達〕(讃州様御使者御用に付、御国盲人共小山田検校支配に付)	後藤源三郎→左近司長三郎殿	
147	58下	天保2. 9. 22	覚(道普請に付砂利代御救金として受取)	藤柄町名主 佐兵衛→-	
148	58下	天保2. 9. 24	〔留書〕(鉄砲手形役順に付、他)		
149	59上	天保2. 9. -	〔届書〕(御使者御住宿に付御旅籠銭の件)	青物町名主 藤四郎印→御町御役所様	
150	59上	天保2. 9. 26	口上覚(播磨守様御使者宿賄代に付伺)	本壱町め組頭 太三郎印・裏壱町め名主 利兵衛印→御町御役所様	
151	59下	天保2. 9. 25	〔奉行所達〕(絹布夜具売物の事に付)	後藤源三郎→左近司長三郎殿	
152	59下	天保2. 9. 26	〔留書〕(絹布夜具損料是迄通に付)		
153	60上	天保2. 9. 26	〔廻状〕(哀公様御三回忌御法事に付達)	後藤源三郎→藤柄町より下新町迄名主江	
154	60上	天保2. 9. 26	〔町年寄達〕(大学頭様他旅宿の儀に付・鉄砲改の儀に付)	左近司長三郎→-	
155	60下	天保2. 9. 27夕	口上覚(武公様御三回忌の見合に付御用留写)	裏壱町目名主 利兵衛→御町御年寄衆	
156	61上	天保2. 9. -	口上覚(本三町目 卯兵衛・本式町目 嘉兵衛御使者宿に付賄等持切の旨願)	青物町名主 藤四郎→御町御役所様	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
157	61下	天保2. 9. -	口上覚(本町目 十左衛門、播磨守様御使者宿に付自分御賄の旨願)	本町目組頭 太三郎・右町名主 利兵衛 →御町御役所様	
158	61下	天保2. 9. 27	[留書](大学頭様他御使者、到着日等書上)		
159	62上	天保2. 9. 29夜	覚(宿調度品及び差出人書上)		
160	63上	天保2. 9. 29夜	覚(御給仕子・指引人等書上)		
161	63下	天保2. 9. 27	[御用状](哀公様三回忌に付鳴物・殺生停止の旨)	後藤源三郎→藤柄町より下新町迄名主へ	
162	64上	天保2. 10. 6	[届書](讃州様御使者より金巻朱受取に付)	本七町め名主 太市郎・裏町め同 利兵衛 →-	
163	64上	天保2. 10. 8朝	口上覚(小山田検校支配故障無き旨)	紺屋町 隆本一印→(御町御役所様)	(奥書)紺屋町組頭 理八 印・裏町め名主 利兵衛 印→御町御役所様
164	64下	天保2. 10. 8	[奉行所達](加藤七郎差出置金子御下ヶ願の儀に付)	大胡丹蔵→佐藤五衛門殿	
165	64下	天保2. 10. 9	口上覚(孫男子安産に付)	左近司長三郎→-	
166	64下	天保2. 10. 9	[奉行所達](鈴木仁兵衛月割等掛り御免願に付)	大胡丹蔵→佐藤五衛門殿	
167	64下	天保2. 10. 11	[留書](別口金掛り金沢重左衛門へ仰付に付)		
168	65上	天保2. 10. 14	[奉行所達](哀公様三回忌御法事に付)	大胡丹蔵→佐藤五衛門殿	
169	65上	天保2. 10. 17	[奉行所達](月割別口金等勘定方雇申付に付)	大胡丹蔵→落合長四郎殿	
170	65上	天保2. 10. -	覚(吉兵衛盗品書上)	御町年寄 加藤七郎→川瀬七郎衛門殿	文頭に「後」とあり
171	65上	天保2. 10. 17	[奉行所達](別紙の通欠所脇指納に付)	大胡丹蔵→加藤七郎殿	文頭に「前」とあり
172	65下	天保2. 10. 19	[廻状](御領中の者共心得違いに付達)	大胡丹蔵→藤柄町より下新町迄	
173	65下	天保2. 10. 19	[奉行所達](九町目亥之吉・同町要助妻たつ、中山庄司左衛門宅へ出座の旨)	大胡丹蔵→落合長四郎殿	
174	65下	天保2. 10. 20	[廻状](九町目亥之吉・たつ寄特に付御褒美下賜の旨・御代官添田市郎次下御町通行に付達)	大胡丹蔵→藤柄町より下新町迄	
175	66下	天保2. 10. 23	[廻状](御代官添田市郎次下御町通行に付達)	大胡丹蔵→-	
176	67上	天保2. 10. 27	[奉行所達](哀公様三回御忌に付用捨呵申付の者共の旨)	大胡丹蔵→落合長四郎殿	
177	68上	天保2. 10. 29夜	乍恐以書付奉願上候事(御公儀様御定升の儀に付)	本五町目升屋 庄衛門→(御町御役所様)	(奥書)本六町目組頭 善 衛門印・本五町目名主 市 郎衛門印→御町御役所様

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
178	68下	天保2. 10. 29	〔廻状〕(火の元立番に付達)	大胡丹蔵→藤柄町より下新町迄名主当テ	
179	69上	天保2. 10. 晦	乍恐以書付奉願上候(兄貞吉儀、下総佐原村永沢次郎衛門へ養子願)	加藤七郎印→(御町御奉行所様)	(奥書)「佐藤五衛門・落合長四郎・左近司長三郎→御町御奉行所様」
180	69上	天保2. 10. 晦	〔奉行所達〕(鈴木太兵衛儀に付)	大胡丹蔵→落合長四郎殿	
181	69下	天保2. 11. 5	〔公儀触〕(古金銀二朱判真字式分判引替の儀に付)	高倉助衛門→惣名主へ	
182	70上	天保2. 11. 5	〔奉行所達〕(水野出羽守殿より新阿弥ヲ以 御城付近江一紙ニ而被相渡候御書付写)	高倉助衛門→藤柄町より下新町迄惣名主	
183	70下	天保2. 11. 6	〔奉行所達〕(本五町目名主 市郎衛門、青物町へ雨店指出度旨に付)	高倉助衛門→加藤七郎殿	
184	71上	天保2. 11. -	口上之覚(家督倅太郎衛門に相続の旨御届)	岩田太左衛門→御役所様	
185	71上	天保2. 11. 10	〔奉行所達〕(御家中居屋敷表圍の儀に付達)	高倉助衛門→藤柄町より下新町迄惣名主当テ	
186	71下	天保2. 11. 10	〔廻状〕(常葉河岸人家焼失に付)	高倉助衛門→藤柄町より下新町迄名主江	
187	71下	天保2. 11. 10	〔奉行所達〕(台町三町目十人組頭 惣助退役申付に付)	高倉助衛門→加藤七郎殿	
188	71下	天保2. 11. 11	〔奉行所達〕(本四町目 岩田太左衛門倅家督届に付)	高倉助衛門→加藤七郎殿	
189	72上	天保2. 11. 16	〔奉行所達〕(本四町目 岩田太左衛門家格讓の義に付)	高倉助衛門→加藤七郎殿	
190	72上	天保2. 11. -	乍恐以書付奉願上候事(南醬油御当所へ売捌の儀に付)	藤柄・裡壱町目・清水町・青物町・本五町め・本七町目・八町目・下新町 右惣名主→御町御奉行所様	
191	74上	天保3. 2. -	〔町年寄請状〕(御上様より百両御手当に付受取)	木村伝六・佐藤五衛門・左近司長三郎・加藤七郎→御町御奉行所様	
192	75上	天保3. 2. 16	〔奉行所達〕(御直書の写回覧の旨)	大胡丹蔵→佐藤五衛門殿	2月9日付けの御直書之写あり
193	75下	天保3. 2. 17	〔留書〕(御困種儀に付)		
194	75下	天保3. 2. 20	〔奉行所達〕(本三町目 小川玄宅へ御褒美金に付)	大胡丹蔵→佐藤五衛門殿	「手紙ニ而名主へ達ス」とあり
195	75下	天保3. 2. 20	〔奉行所達〕(青物町吉蔵江養育金下賜に付)	大胡丹蔵→佐藤五衛門殿	「手紙ニ而名主へ達ス」とあり

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
196	76上	天保3. 1. -	差上申手形之事(質屋株冥加金貸出に付)	伊勢屋忠兵衛・玉屋利兵衛・玉屋久次郎・玉屋利八・海野屋惣五郎・鈴木仁兵衛・伊勢屋彦兵衛・井筒屋久左衛門・八百屋弥七・斎藤忠次衛門・釘屋庄次郎・板屋太三郎・淀屋清三郎・高田屋亀吉・吉田屋弥平次・赤沼町新衛門→(御町御役所様)	(奥書)「藤柄町名主 佐兵衛・裏巻町め 利兵衛・青物町名主 藤四郎・本五町め名主 市郎衛門・清水町名主 紋兵衛・本七町め名主 太市郎・曲尺手町名主 忠次郎→御町御役所様」
197	76下	天保3. 1. -	指上申手形之事(質屋株冥加金貸出に付)	佐藤五衛門・左近司長三郎→御役所様	
198	76下	天保3. 2. 20	[留書](遠方江旅立之願御濟口に付)		
199	76下	天保3. 2. 20	覚(小川玄沢へ御褒美金の請取)	青物町名主 藤四郎→御町御役所様	
200	77上	天保3. 2. 21	御町方二凶年之手当無之趣達	大胡丹蔵→藤柄町より下新町迄名主当テ	
201	77上	天保3. 2. 22	[留書](御城米升の儀に付)		
202	77上	天保3. 2. 22※	乍恐以書付奉申上候(御定升の儀に付願)	本五町め升屋 庄衛門→(御町御役所様)	(奥書)「本五町め名主 市郎衛門→御町御役所様」
203	78上	天保3. 2. -	乍恐奉申上候(御城米升の儀に付)	本五町目升屋 庄衛門→(御町御役所様)	(奥書)「本五町目名主 市郎衛門→御町御役所様」
204	78上	天保3. 2. 22	乍恐以書附奉申上候(樽屋藤左衛門方へ年始挨拶に付)	本五町目升屋 庄衛門→(御町御役所様)	(奥書)「本五町め名主 市郎衛門→御町御役所様」
205	78下	天保3. 2. 22	[町年寄願書](三口金井町用金五千四百四拾七兩三分に付)	御町年寄→御役所様	
206	79上	天保3. 2. 23	口上之覚(不納人調被仰付に付)	御町年寄→御役所様	
207	79下	天保3. 2. 23	口上覚(七軒町蔵入貸仕法に付)	御町年寄→御役所様	
208	79下	天保3. 2. 23	[町年寄願書](普請金并新規拝借願、濟口御免願に付)	御町年寄→-	
209	79下	天保3. 2. 23	口上覚(金拾兩元利御下ケ願)	佐藤五衛門→御役所様	
210	80上	天保3. 2. 23	[奉行所達](升座にて老升以上は老斗升に限る旨)	大胡丹蔵→佐藤五衛門殿	「直=名主へ達ス」とあり
211	80上	天保3. 2. 23	[奉行所達](升屋庄衛門江戸登り指控の旨)	大胡丹蔵→佐藤五衛門殿	「直=名主へ達ス」とあり
212	80上	天保3. 2. -	[町年寄願書](三口金・町用金利折救金仕法に付他)	御町年寄→御役所様	
213	81下	天保3. 2. 27	[廻状](御救貯稗の儀に付名主呼出の旨・下御町極窮人御救御仕法に付 他)	大胡丹蔵→藤柄町より下新町迄名主宛	
214	82上	天保3. 2. 27	[奉行所達](町用金・差出金利折の儀に付 他)	大胡丹蔵→佐藤五衛門殿	「両名主江手紙二而達ス」とあり

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
215	82上	天保3. 2. - 27請、28出ス	口上覚(粃・白米直段割合書上)	両穀町 米屋共→(御町御役所様)	(奥書)「本七町目名主 太市郎・本五町目同 市郎 衛門→御町御役所様」
216	82下	天保3. 2. 28	[留書](本田様下御町御通行の旨問屋より申上に付)		
217	82下	天保3. 2. 28	[廻状](本多弾正少弼殿下御町御通行に付)	大胡丹蔵→藤柄町より下新町迄名主宛テ	
218	83上	天保3. 3. -	[留書](三月四日上町出火に付)		
219	83上	天保3. 3. 9	[奉行所達](勝倉村長者山にて御鹿狩に付達)	高倉助衛門→藤柄町より下新町迄名主当テ	
220	83下	天保3. 3. 9	[奉行所達](本肴町船屋躰の儀に付)	高倉助衛門→加藤七郎殿	
221	83下	天保3. 3. -	乍恐口上書を以奉願上候(下御町極窮人御救仕法に付)	七軒町組頭 吉兵衛・裏老町め名主 利兵衛→御町御役所様	
222	84上	天保3. 3. -	乍恐口上書を以奉願上候(十町目貞助困窮に付)	十町目 紙屋貞助→(御町御役所様)	(奥書)「九町目組頭 吉兵衛・八町目名主 忠次郎→御町御役所様」
223	84下	天保3. 3. 16	[奉行所達](七軒町古着為替貸の願故障に付)	後藤源三郎→左近司長三郎殿	
224	85上	天保3. 3. 16	[奉行所達](十町目貞助差出金に付)	後藤源三郎→左近司長三郎殿	
225	85上	天保3. 3. 23朝※	口上覚(御祭礼船屋台御用に付船歌臚拍子人書上)	本肴町組頭 久衛門・裏三町目同 八郎次・裏四町め組頭 新吾・清水町名主 紋兵衛→御町御役所様	
226	85下	天保3. 3. 23	[奉行所達](肴町船屋躰勤めの者に付)	後藤源三郎→左近司長三郎殿	
227	85下	天保3. 3. 24	[廻状](御守殿御普請御出来に付達)	後藤源三郎→藤柄町より下新町迄名主江	
228	86上	天保3. 3. 24	[奉行所達](水道の儀に付別紙の通り御達の旨)	後藤源三郎→左近司長三郎殿	別紙御達あり
229	86上	天保3. 3. -	乍恐口上書を以奉願上候(御祭礼御行列風流付板行に付)	本老町目 八兵衛・七軒町福嶋屋 六兵衛・藤柄町伊勢屋 忠兵衛→(御町御役所様)	(奥書)「藤柄町組頭 彦衛門・七軒町組頭 吉兵衛・藤柄町名主 佐兵衛・裏老町目名主 利兵衛→御町御役所様」
230	86下	天保3. 3. 26	[奉行所達](御祭礼絵図板行願に付達)	後藤源三郎→左近司長三郎殿	
231	87上	天保3. 3. 28	[奉行所達](御祭礼画図に付達)	大胡丹蔵→左近司長三郎殿	
232	87上	天保3. 3. 29	[留書](御祭礼渡御の図大胡氏へ納めの旨)		
233	87上	天保3. 3. 29	[廻状](火の元に油断不仕諸事心得、御祭礼見分に付町役人案内の件)	後藤源三郎→藤柄町より下新町迄名主	
234	87下	天保3. 4. 4	[奉行所達](四月朔日御廻りに付他)	小室左吉→佐藤五衛門殿	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
235	88上	天保3. 4. 5朝	〔御用状〕(御廻りの節下駄はなをはずして挨拶したことこの謝辞)		4月7日付の大胡丹蔵からの回答についての記述あり
236	88下	天保3. 5. 10	〔書状〕(御廻りの節下駄はなをはつし候に付如何之心得か御糺しの儀)	林蔵→七郎様貴下	235に関連
237	89上	天保3. 5. 9	〔書状〕(小室宅へ呼出)	小室左吉→軍司太郎次殿	「手紙」とあり
238	89上	— . — . —	〔留書〕(以来下足には不及旨)		235・236と関連
239	89上	天保3. 4. 4	〔留書〕(御用金年賦口江裏書)		
240	89下	天保3. 4. 6	〔奉行所達〕(御祭礼画図板行に付)	小室左吉→佐藤五衛門殿	「直ニ名主へ達ス」とあり
241	90上	天保3. 4. 6	請取申金繰の事	山本三郎左衛門・小田与三郎→御町年寄加藤七郎殿	
242	90上	天保3. 4. 6	請取申金繰の事	山本三郎左衛門・小田与三郎→御町年寄加藤七郎殿	
243	90上	天保3. 4. 6	〔留書〕(御祭礼絵図に付達、藤柄町支配普請金に付達他)		
244	91上	天保3. 4. 7	〔奉行所達〕(御祭礼絵図板行が間に合うかについての伺い)	小室左吉→佐藤五衛門殿	
245	91上	天保3. 4. 8	〔奉行所達〕(落合長四郎・鈴木仁兵衛へ別口金調達に付)	高倉助衛門・大胡丹蔵→佐藤五衛門殿	「廿日ニ仁兵衛方へ手紙渡ス」とあり
246	91上	天保3. 4. 8	〔奉行所達〕(御祭礼露払いの者の名前を指し出すべき旨)	大胡丹蔵→佐藤五衛門殿	
247	91上	天保3. 4. 9	口上覚(御祭礼・風流等板行の願に付)	藤柄町名主 佐兵衛印・裏巻町め名主 利兵衛印→御町御役所様	
248	91下	天保3. 4. 9	〔廻状〕(御祭礼に付御輿昇・御鉾持人足の儀に付達他)	小室左吉→藤柄町～下新町右名主	廻状の中の御輿昇等人足の人数を各町毎に書き上げた添状付
249	93上	卯12. — . —	卯普諸指銭帳(天保2年諸指銭帳写)	七軒町組頭 吉兵衛・名主 利兵衛/組頭 吉兵衛・名主 利兵衛/組頭 利八・名主 利兵衛/組頭 太三郎・名主 利兵衛/組頭 四郎兵衛・名主 利兵衛→—	七軒町・裏巻町目・紺屋町・本巻町目・江戸町についてそれぞれ記述有り
250	95上	天保3. 4. 11	乍恐口上覚(七軒町屋躰警固の者共花笠停止の旨)	七軒町組頭 吉兵衛印・裏巻町め名主 利兵衛→御町御役所様	
251	95上	天保3. 4. 12	〔奉行所達〕(花笠は是迄の通の旨回答)	小室左吉→佐藤五衛門殿	「名主利兵衛江手紙ニ而達ス」とあり

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
252	95上	天保3. 4. 12	〔廻状〕(下新町御蔵前水道絵図を大胡丹蔵へ指し出す旨、御祭礼翌日町奉行衆宅へ罷出に付達)	小室左吉→佐藤五衛門殿	付、御祭礼相済、御町奉行衆宅江各名主罷出の儀に付達。
253	95下	天保3. 4. 13 ~17※	〔留書〕(児順席書御評定所へ持参の旨、七軒町屋舩踊内見に付他)		「延百廿四番留済」「延百廿五番初り」とあり
254	97上	天保3. 4. 24	〔廻状〕(御町人共着服・襟袖口木綿に限る旨達)	小室左吉→藤柄町より下新町迄名主宛	
255	97上	天保3. 4. 29	〔廻状〕(御制服の儀に付名主一同御会所へ御呼出の旨他達)	小室左吉→藤柄町より下新町迄支配々名主宛	
256	97下	天保3. 4. 29	〔廻状〕(立番の儀に付達)	小室左吉→藤柄町より下新町迄名主宛	
257	97下	天保3. 5. 2	口上覚(大薩摩芝居材木町抱屋敷において興行の願)	材木町組頭 源次郎印・本七町め名主 太市郎印→御町御役所様	「五月二日出ス」とあり
258	98上	天保3. 5. -	乍恐以書付奉伺上候(御制服の儀に付他伺)	月番本五町め名主 市郎衛門印→御町御役所様	
259	98上	天保3. 5. 7	〔奉行所達〕(月割別口金取立に付)	高倉助衛門→惣名主/加藤七郎→惣名主八人宛/高倉助衛門→加藤七郎殿/加藤七郎→惣名主八人当テ	
260	99上	天保3. 5. -	口上覚(枯木元伐に付書上)	藤柄町組頭 彦衛門印・同町名主 佐兵衛印→御町御役所様	
261	99上	天保3. 5. -	覚(御尋ねに付本六町目久三郎由緒の者書上)	本五町目名主 市郎衛門印→-	「御町年寄衆九日請、十日=出ス」とあり
262	99下	天保3. 5. -	口上の覚(金六両拝借の願)	裏三町目年番十人組頭 又兵衛印・同 庄五郎・本肴町組頭 久衛門印・裏三町め同 八郎次印・裏四町め同 新吾印・右町名主 紋兵衛印→御町御役所様	
263	100上	天保3. 5. 5	覚(舟屋台惣勘定不足に付他)	高倉助衛門→木村伝六殿	
264	100上	天保3. 5. 7	覚(御祭礼御宿に付金請取)	木村伝六印→-	
265	100上	天保3. 5. 9	〔奉行所達〕(小山小四郎・有賀喜衛門屋敷出火の節人足賞美の旨)	高倉助衛門→加藤七郎殿	賞美の者拾人の名前の書上あり
266	100下	天保3. 5. 10	〔奉行所達〕(小山小四郎・有賀喜衛門屋敷出火の節人足賞美の旨・孝子賞美の旨)	高倉助衛門→加藤七郎殿	火防に付賞美の者九拾八人、孝子に付賞美の者二人の書上
267	101下	天保3. 3. -	〔届書〕(囚人御欠所有金鏝并所持之品改書上)	大胡丹蔵印・後藤源三郎印・高倉助衛門印・小室左吉印・小宮山次郎衛門印・中山庄司左衛門印→御勘定所	(奥書)「御町年寄 加藤七郎→御勘定所」

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
268	102上	天保3. 5. -	覚(閏月分の店貸賃に付他)	本五町目名主 市郎衛門→御町御役所様	
269	102下	天保3. 5. 11	[書状](本六町目次郎三郎家屋敷御引上の儀に付他)	本五町目名主 市郎衛門方 小宮伴衛門	
270	103上	天保3. 5. 15	[奉行所達](火事人足へ下賜の鑑御城役所にて渡す旨)	高倉助衛門→加藤七郎殿	
271	103上	天保3. 5. 16	[奉行所達](火事之節被下金鑑渡方に付)	高倉助衛門→左近司長三郎殿	
272	103上	天保3. 5. 16	[奉行所達](御蔵前辺新規水道絵図・入用積り申出に付)	高倉助衛門→左近司長三郎殿	町方より、4月付けの御申出書あり
273	103下	天保3. 5. 21夕※	口上覚(新規水道入用積り書上の儀免除の願)	御町年寄→-	
274	103下	天保3. 5. 21夕※	口上覚(新規水道入用積り書上の儀免除の願)	清水道掛り 安治郎・同 庄兵衛印・元取三郎平印・頭取 上田作十郎印→御町御奉行所様	
275	104上	天保3. 5. 26上刻※	[奉行所達](義公様従二位贈位の御祝儀に付達)	高倉助衛門→藤柄町より下新町迄名主江	
276	104下	天保3. 5. 27	口上覚(去十一月中格仰付けの者書上)	御町年寄→御役所様	21名の書上
277	105上	天保3. 5. 27夕※	乍恐口上書を以奉願上候(産婆若松へ扶持方下賜の願)	七軒町組頭 吉兵衛印・裏巻町め名主 利兵衛印→御町御役所様	
278	105下	天保3. 6. 4	[奉行所達](凶年御手当裨代金請取手形相廻に付)	大胡丹蔵→佐藤五衛門殿	天保3年3月付の「請取申金子之事」あり
279	106上	天保3. 6. 4夕	口上覚(上町出火の節跡番の儀に付伺)	下御町名主共月番本七町目名主 太市郎印→御町御役所様	
280	106下	天保3. 6. 6	[廻状](昨三日御簾中様御安産御祝儀に付達)	大胡丹蔵→藤柄町より下新町迄八支配名主江	
281	106下	天保3. 6. 7	[奉行所達](青物町名主藤四郎御評定所へ呼出の旨)	大胡丹蔵→佐藤五衛門殿	
282	106下	天保3. 6. 8	[奉行所達](青物町名主藤四郎父母孝行に付御褒美の旨)	→青物町名主 藤四郎	同日付金三百疋の請取覚、青物町名主 藤四郎印
283	107上	天保3. 6. 11	[用状](材木町芝居の儀に付伺)	佐藤五衛門→塙茂次衛門様	
284	107上	天保3. 6. 11	[用状](材木町芝居の儀に付回答)	茂次衛門→五衛門様	
285	107下	天保3. 6. 12	[留書](出火に付常輪拝借の旨)		
286	108上	天保3. 6. 13	[廻状](若子様御名付に付達)	大胡丹蔵→藤柄町より下新町迄町順名主当テ	
287	108上	天保3. 6. 14	口上覚(産婆若松近日引越に付)	七軒町組頭 吉兵衛印・裏巻町め名主 利兵衛印→御町御役所様	277の経過

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
288	108下	天保3. 6. 14	[奉行所達] (上町出火の節跡番の儀に付)	大胡丹藏→佐藤五衛門殿	
289	108下	天保3. 6. 14	覚 (上町出火の節跡番の儀に付他)		
290	108下	天保3. 6. -	口上覚 (荒神出社に付御宿書上)	八町目名主 忠次郎印→御町御役所様	
291	109上	天保3. 6. 29	[奉行所達] (御褒美金下賜に付、荒神帰御に付他)	大胡丹藏→木村伝六殿	
292	109下	天保3. 6. -	[奉行所達] (吉沼村指物屋吉兵衛、御城米様シ升細工致し見咎引揚一件に付)	大胡丹藏→木村伝六殿	付、別紙6月
293	111上	天保3. 11. -	口上 (御帰国に付御使者宿書上)	青物町名主 藤四郎→御町御役所様	
294	111下	天保3. 11. 23	[奉行所達] (使者宿の儀に付)	高倉助衛門→佐藤五衛門殿	
295	111下	天保3. 11. 23	[留書] (御帰国に付御使者献立書上)		
296	112上	天保3. 11. 晦	[奉行所達] (寒念仏禁止に付)	高倉助衛門→藤柄町より下新町迄名主江	
297	112上	天保3. 11. 21	[用状] (御迎御見送りの儀に付)	茂次衛門→七郎様貴下	
298	112下	天保3. 11. 29	[用状] (御迎御見送りの儀に付)	茂次衛門→七郎様貴下	
299	112下	天保3. 閏11. - 2朝出ス	覚 (拝借補の者上下着用)に付伺)	御町年寄→御役所様	
300	113上	天保3. 閏11. -	覚 (石田与衛門・山田清左衛門三口金掛り仰付に付)	御町年寄→御役所様	
301	113上	天保3. 閏11. -	覚 (町用金・月割別口等掛り書上)	御町年寄→-	六名の名前あり
302	113下	天保3. 閏11. 10	[奉行所達] (使者宿賄直段申し合わせの通りに付)	大胡丹藏→佐藤五衛門殿	
303	113下	天保3. 閏11. 10	[留書] (釜場改十六日に見分の旨)		
304	113下	天保3. 閏11. 12	[奉行所達] (鹿嶋大宮司使者・能役者御町宿にて賄いに付伺)	大胡丹藏→佐藤五衛門殿	
305	113下	天保3. 閏11. 13	[公儀触] (老中水野出羽守より、大坂・堺等絞り油売捌方に付達他)	水野出羽守→新阿弥→御城付/大胡丹藏→藤柄町より下新町迄名主当テ	
306	118下	天保3. 閏11. - 15日=出ス	覚 (使者賄いに付献立書上)	立原屋重左衛門・安達屋由兵衛・小松屋清助・曙屋市藏・鮎屋嘉兵衛→名主 藤四郎	(奥書)「名主 藤四郎→御町御役所様」
307	120上	天保3. 閏11. -	口上覚 (吉田大工町庄助家格讓に付願)	藤柄町名主 作兵衛→御町御年寄衆	
308	120上	天保3. 閏11. 16	[奉行所達] (金方相場に付)	大胡丹藏→左近司長三郎殿	
309	120上	天保3. 閏11. 17	[奉行所達] (松並掃除場に付)	大胡丹藏→左近司長三郎殿	
310	120下	天保3. 閏11. 18	[奉行所達] (土置きならし普請の儀)	大胡丹藏→左近司長三郎殿	
311	120下	天保3. 閏11. 22	[奉行所達] (武公様御帰国に付、使者等賄いの菜数)	大胡丹藏→左近司長三郎殿	
312	121上	天保3. 閏11. 22~23	[奉行所達] (本四町目岩田太郎衛門家格讓に付、水道・上口金御免の儀)	大胡丹藏→左近司長三郎殿	
313	121下	天保3. 閏11. 25	[奉行所達] (御帰国御用金拝借利差金に付)	大胡丹藏→木村伝六殿	
314	122上	天保3. 閏11. 26	[用状] (昨日の御達を御用留へ留置く旨)	木村伝六→左近司長三郎様	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
315	122上	天保3. 閏11. 26	〔奉行所達〕(石田与衛門・山田清左衛門・藤四郎・伊勢屋藤衛門御評定所へ呼出)	大胡丹蔵→左近司長三郎殿	
316	122上	天保3. 閏11. 29	〔廻状〕(石田与衛門他二人役儀仰付に付、他)	大胡丹蔵→藤柄町より下新町迄名主当テ	
317	122下	天保3. 12. 1	〔留書〕(下新町五三郎組頭申付に付、火の元改御廻りの御休宿の儀に付御口達)		
318	123下	天保3. 12. 3	〔廻状〕(歩行夫役店賃割出、普請金取立に付)	木村伝六→裏老町目より本七町め迄、五支配名主当テ	
319	124上	天保3. 12. 7	〔奉行所達〕(御祭礼風流物絵図板行に付)	後藤源三郎→木村伝六殿	
320	124上	天保3. 12. 8	〔奉行所達〕(御帰国に付、御迎に罷出御町人名前順書の旨)	後藤源三郎→木村伝六殿	
321	124上	天保3. 12. -	乍恐以書付奉願上候(か弥九十才に付養老御褒美願)	清水町人別組頭 惣左衛門印・右町名主 紋兵衛印→御町御役所様	
322	124下	天保3. 12. 9	〔廻状〕(九十才以上に付扶持方下されに付)	後藤源三郎→藤柄町より下新町迄	
323	124下	天保3. 12. 12	〔奉行所達〕(間口直の儀に付)	後藤源三郎→加藤七郎殿	
324	124下	天保3. 12. 10	〔奉行所達〕(三口金掛りへ御褒美に付、御迎御見送の者名前書付指し出す旨)	後藤源三郎→塙茂次衛門殿	
325	125上	天保3. 12. 11	〔用状〕(御迎順席伺い済みの旨)	茂次衛門→七郎様	
326	125上	天保3. 12. 15	覚(歩行夫役四人分店賃書上)	加藤七郎・左近司長三郎・佐藤五衛門・木村伝六→佐藤佐兵衛殿・嶋利兵衛殿・五十嵐紋兵衛殿・郡司藤四郎殿・山田市郎衛門殿・林太市郎殿・山田忠次郎殿・飯嶋源衛門殿	16日出ス
327	125下	天保3. 12. -	覚(三口金掛りへ御褒美に付請取)	江幡彦助印・木村伝六印→御役所様	
328	126上	天保3. 12. 19	〔奉行所達〕(白銀町金具惣五郎・本五町目伊勢屋松兵衛劔術習いに付御札)	後藤源三郎→佐藤五衛門殿	
329	126上	天保3. 12. 19	〔町年寄達〕(御迎順席に付)	加藤七郎→塙茂次衛門様	
330	126下	天保3. 12. -	口上の覚(肴町御仕法の御礼金不納に付、他)	本肴町間屋 六郎左衛門→(本肴町組頭 久衛門・右町名主 紋兵衛)	(奥書)「本肴町組頭 久衛門印・右町名主 紋兵衛印→御町御役所様」下書と清書カ
331	127下	天保3. 12. -	口上覚(御祭礼風流絵図板行の儀延引の願)	願人 本老町目 八兵衛・七軒町 六兵衛・藤柄町 忠兵衛→(藤柄町名主 佐兵衛・裏老町目 利兵衛)	(奥書)「藤柄町名主 佐兵衛印・裏老町目 利兵衛印→御町御役所様」

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
332	128上	天保3. 12. 28	〔廻状〕(造酒屋・小売酒屋等漁物直売の儀不埒に付・百姓町人武芸停止の旨達)	後藤源三郎→藤柄町より下新町迄	
333	129上	—, —, —	〔留書〕(元日寄合に付)		
334	129上	天保4. 1. —	乍恐以書付奉願上申候(佐藤五衛門役勤出精に付家格御引立の願)	木村伝六印・左近司長三郎印・加藤七郎印 →御町御奉行所様	佐藤五衛門の経歴について記述あり
335	130下	天保4. 1. 17	〔奉行所達〕(御祭礼風流板行延引の儀ならざる旨)	小室左吉→佐藤五衛門殿	
336	130下	天保4. 1. 23	〔奉行所達〕(御普請増加に付上下御町諸職人他行ならざる旨)	小室左吉→佐藤五衛門殿	
337	131上	天保4. 2. 1	口上覚(石川中務様御家中渡辺助太夫殿御子息音蔵乱心に付訴)	八町目組頭 武兵衛印・同町名主 忠次郎印 →御町御役所様	
338	131上	天保4. 2. 3	〔奉行所達〕(御帰国に付三月二日御発駕の旨達)	高倉助衛門→藤柄町より支配々	
339	131下	天保4. 2. 3	〔奉行所達〕(御祭礼風流絵図板行御催促に付・町家借住の諸士町家にて武芸指南停止の旨)	高倉助衛門→木村伝六殿	
340	131下	天保4. 2. 4	〔奉行所達〕(御切米渡の儀に付達)	高倉助衛門→藤柄町より下新町迄	
341	131下	天保4. 2. 6	〔公儀触〕(京六孫王社等大破に付修復料御寄進の旨達)	水野出羽守殿→新阿弥→御城付/高倉助衛門→藤柄町より下新町迄	老中からの達自体は辰(天保3)12月付
342	132上	天保4. 2. —	覚(二男御同列鈴木太兵衛江再縁に付申出)	鉦田村 石崎太郎衛門印→水戸御町年寄 加藤七郎殿・左近司長三郎殿・佐藤五衛門殿・木村伝六殿	
343	132下	天保4. 2. 8	覚(石崎太郎衛門次男庄之助再縁の願)	鈴木太兵衛・木村伝六・佐藤五衛門・左近司長三郎・加藤七郎→	342と関連
344	132下	—, —, —	〔留書〕(他所よりの人別送りの儀に付)		
345	132下	天保4. 2. 9	〔廻状〕(瑛想院様御下着に付道橋掃除の旨・御帰国に付下御町橋見分の旨)	高倉助衛門→藤柄町より裏壱町め名主当/ 藤柄町より下新町迄	
346	133上	天保4. 2. 14	〔奉行所達〕(御在国中御荷物継送り前例同様の旨)	高倉助衛門→木村伝六殿	
347	133上	天保4. 2. —	覚(御休息所書上)	藤柄町支配→	
348	133下	天保4. 2. —	口上覚(御祭礼に付町用差出金御救いの願)	下御町名主共 月番 下新町名主 源衛門 →御町御役所様	
349	133下	天保4. 2. —	覚(石崎太郎衛門二男再縁に付)	鉦田村 石崎太郎衛門印→水戸御町年寄 加藤七郎殿・左近司長三郎殿・佐藤五衛門殿・木村伝六殿	
350	134上	天保4. 2. 8	〔奉行所達〕(他所より人別送りの儀に付、七軒町の者共大金倒され一件に付、石田与衛門祖父天明年中飢人御救金指替金御下ケ願に付)	高倉助衛門→木村伝六殿	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
351	134下	天保4. 2. 9	(奉行所達) (瑛想院様御下着道橋掃除に付、下御町見分に付達)	高倉助衛門→藤柄町より裏壱町目右名主/ 藤柄町より下新町迄名主当テ	
352	134下	天保4. 2. 9	(奉行所達) (石崎太郎衛門次男再縁濟口、町用金利足利折分利下ヶ願ならざる旨)	高倉助衛門→木村伝六殿	
353	135上	天保4. 2. 12	(奉行所達) (肴町仕法の儀に付)	高倉助衛門→木村伝六殿	「覚」あり
354	136下	天保4. 2. 12	肴問屋仕法に付、此度下御町御達御回状	高倉助衛門→藤柄町より下新町迄	
355	137上	天保4. 2. 14	(町年寄達) (肴問屋仕法御町年寄取扱に付他)	木村伝六→五十嵐紋兵衛殿・郡司藤四郎殿 /五十嵐紋兵衛殿	
356	137下	天保4. 2. 14	(町年寄達) (御頭様御休宿大工町庄助宅に付、肴問屋御仕法御達に付)	木村伝六→-	
357	138上	天保4. 2. -	口上覚 (御着城の際拜見人より少分の価を取りたき旨伺)	藤柄町名主 佐兵衛印→御町御年寄衆	
358	138上	天保4. 2. 14	(町年寄達) (肴問屋御仕法相立に付達)	木村伝六→五十嵐紋兵衛殿・山田岡次郎殿	
359	138上	天保4. 2. 14	(奉行所達) (肴売を禁ずる旨、御用御荷物継送り先例の通りに付、吉田大工町伝八へ達書に付)	高倉助衛門→木村伝六殿	
360	138下	天保4. 2. 13夕	(用状) (休息宿仰せ付けの願他)	茂次衛門→七郎様	
361	139上	天保4. 2. -	乍恐書付を以奉願上候 (御祭礼風流付等板行の儀に付願)	藤柄町伊勢屋忠兵衛・七軒町福嶋屋六兵衛・ 本壱町め額田屋八兵衛事清助→(藤柄町組 頭 彦衛門・七軒町組頭 吉兵衛・藤柄町 名主 佐兵衛・裏壱町め名主 利兵衛)	(奥書)「藤柄町組頭 彦 衛門・七軒町組頭 吉兵衛・ 藤柄町名主 佐兵衛・裏壱 町め名主 利兵衛→御町御 役所様」
362	139下	天保4. 2. -	覚 (御町奉行様・上御町御年寄衆御休息所書上)	藤柄町支配→-	
363	139下	天保4. 2. 17	(町年寄達) (御下国に付御宿の件)	加藤七郎→塙茂次衛門様	
364	139下	天保4. 2. 18	(奉行所達) (明後日御町奉行衆御廻り延引に付)	高倉助衛門→惣名主	
365	140上	天保4. 2. 18	(奉行所達) (御祭礼画図流し売許可に付)	高倉助衛門→加藤七郎殿	
366	140上	天保4. 2. 16	(奉行所達) (御帰国の節藤柄町松並筵せんに付)	高倉助衛門→加藤七郎殿	
367	140上	天保4. 2. -※	(御用状) (御帰国に付、御町奉行様御控宿、同心中宿並びに御供廻宿の件)	→組頭吉兵衛	
368	140下	天保4. 2. 21	(奉行所達) (御町奉行衆御廻りの義、二十三日に延期の件)	高倉助衛門→藤柄町より下新町迄名主当テ	
369	140下	天保4. 2. 21	(奉行所達) (江戸御用部屋御届役、御帰国の際の宿の件)	高倉助衛門→加藤七郎殿	
370	141上	天保4. 2. 21	(留書) (御用人衆より達書の書き方)		

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
371	141上	天保4. 2. 22	〔町年寄達〕（裏沓町荒免屋久三郎義、御着城の際の罷出に付）	加藤七郎→嶋利兵衛殿	
372	141下	天保4. 2. 24	〔町年寄達〕（店若者二人、本四町目より七軒町江差出の件）	→名主藤四郎	
373	141下	天保4. 2. 23	〔奉行所達〕（御帰国後、上使の節、七軒町本沓町目へ盛砂の件）	高倉助衛門→加藤七郎殿	
374	141下	天保4. 2. 23	〔奉行所達〕（江戸御買上げ人御帰国御供の際の宿割付の件）	高倉助衛門→加藤七郎殿	
375	141下	天保4. 3. 5	〔奉行所達〕（御下国様ニ付、大廻り人足より雇歩行夫役を差し出す件）	→歩行夫役庄助	
376	142上	天保4. 2. 23	〔留書〕（御町奉行小宮山次郎衛門様御町見分に付）		
377	142上	天保4. 2. -※	〔奉行所達〕（御通りの際の注意事項、三か条）		